

いじめ防止等対策の取り組みについて

秋田工業高等専門学校

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教職員会議にて周知した。 全教職員への理解促進のため、学内グループウェアでも日常的に閲覧できる体制を整備している。	—	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	学生へのいじめアンケートの回答を基に情報共有した。疑い事例については臨時開催の委員会で対応方針等を協議している。	引き続き定期的に開催	—
(2-2)	令和3年度の学校いじめ対策委員会について、開催回数、開催月を記載してください。	—	—	—
(2-3)	令和3年度の学校いじめ委員会の構成員について、構成員(役職名)を記載してください	—	カウンセラー、SSWを構成員とする。	R4年12月
(2-4)	令和3年度の学校いじめ対策委員会で確認した、いじめの認知には至らない「いじめの疑い」の件数があれば記載してください。	アンケートの自由記載において、いじめではないが、いじめにつながりかねない行為があるとの意見があったため、全学生に向けて注意喚起の文書を流した。	—	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R3年度は、講師等の都合が合わず実施しなかった。	「保護者との連携について」をテーマに、オンデマンドで映像コンテンツの視聴と関連資料の確認をしてもらい、チェックシートを提出させた。	R4年10月
(3-2)	上記、いじめに関する研修について、実施回数、対象者、受講率を記載してください	—	実施期間:R4年10月 受講対象:教職員全員 教員 79% / 事務・技術職員 75%	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止計画とともに、教職員会議にて周知した。	定期的な周知を行い学校いじめ対策委員会の存在意義を定着させる	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	いじめ防止計画とともに、教職員会議にて周知した。 全教職員への理解促進のため、学内グループウェアでも日常的に閲覧できる体制を整備している。	—	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	—	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生生活支援室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	マニュアルを策定し、計画等とともに、教職員会議にて周知	引き続き年度当初に定期的な周知を行う	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	グループウェアを活用し、学生の実態を即座に把握できる体制を構築している。	引き続き日常的な情報共有を行う	—
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	年度末の委員会にて、翌年度の計画等について検証した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	委員会で検証、その後、教職員会議にて周知した。	質問項目が直接的な内容となっていたため、例えば、事例を選択させるなど、学生が答えやすいような質問項目へ変更を行う。	R4年12月
(10-2)	いじめを把握するためのアンケートについて、実施回数及び各実施の対象者、実施月、実施回答率を記載してください	—	—	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーは、いじめ委員会ではなく学生相談室の構成員として必要となる情報を共有し、助言をいただいている。	スクールカウンセラー、SSWをいじめ防止対応委員会の構成員とする。	R4年12月

いじめ防止等対策の取り組みについて

秋田工業高等専門学校

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R3年度は、「情報モラル」「情報リテラシー」「いじめってなんだろう」「性教育」のテーマで開催している。	「いじめ防止週間」を10月に設定し、本校カウンセラーを講師にいじめ防止に関する講話を1学年を対象に行い、その後、学生同士でディスカッションさせた。また、1学年以外の学生には、講話の様子を撮影した映像にて受講させた。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	講演を通して、指導している。	ディスカッションやアンケートを通して理解を深めさせた。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	R3年度は、実施できなかった	学生会へ働きかけ、来年度以降の計画を検討する。	R4年11月 (R5年10月)
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPIにて、いじめ防止の取組について公開している。	本校におけるいじめ防止対策の簡単な文書を用いて、クラス担任より保護者へ説明する機会を設ける。	R5年4月予定
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	徹底している。	—	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部の有識者が出席する学校運営懇話会においていじめ防止等基本計画や取組の内容を説明し、意見を聞いた。	また、近隣町内会との懇談会においても、いじめ防止に関する取組を含む学生指導について紹介し、意見交換を行った。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	近隣の警察署とは、日ごろから連携を密にしている。	いじめに限らず、交通指導、薬物乱用防止等、情報モラルの講演等、定期的なイベントや指導を連携して行っている。また、互いの連絡窓口は一本化されている。	—